

船舶事故調査報告書

令和3年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年9月14日 21時40分ごろ
発生場所	大分県大分市大分港（住吉泊地北方沖） 大分港住吉東防波堤灯台から真方位330° 1,090m付近 （概位 北緯33° 15.9′ 東経131° 35.7′）
事故の概要	漁船新松丸は、揚網作業中、また、漁船健龍丸は、南南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月2日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 新松丸、4.3トン OT3-27517（漁船登録番号）、個人所有 B 漁船 健龍丸、3.2トン OT3-36067（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に亀裂を伴う破損、左舷船首部外板に凹損及び機関に濡損 B 船底外板に擦過傷、右舷船首部外板に凹損、プロペラ翼に欠損及び曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A 船は、船長Aほか1人が乗り組み、法定灯火を表示し、船首を西方に向けて漂流しながら揚網作業中、船長Aが、右舷方に接近するB船を認めたが、これまでと同様に、航行中の他船が揚網作業中のA船を避けると思い、揚網作業を続けていた。 船長Aは、B船が依然として接近してくるので、懐中電灯を振り注意喚起を行ったものの、変化なく接近するので、衝突の危険を感じ、船尾甲板に急ぎ避難したときに、A船はB船と衝突した。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、帰港する目的で、船長Bが、操舵室後ろの右舷後部甲板でリモコン操舵により立って操船に当たり、約10ノットの対地速力で南南東進中、船長Bが、目視で船首方に他船を認めなかったため、前路に航行の支障となる他船はいないと思い、航行を続けていたところ、B船の船首部がA船の船首部に衝突し、A船に乗り上げて停止した。 船長Bは、前方の住吉泊地に荷役作業中の大型船が停泊しており、

	<p>作業灯が点いていた状況であったので、A船の灯火が大型船の灯火に紛れて、前路で揚網作業中のA船に気付かなかつたのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	<p>A船は、揚網作業中、船長Aが、接近するB船を認めたものの、航行中のB船がA船を避けると思い、揚網作業を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南南東進中、船長Bが、前方で荷役作業中の大型船の作業灯が点灯する状況下、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、同じ針路で航行を続けたことから、前路で揚網作業中のA船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が揚網作業中、B船が南南東進中、船長Aが、航行中のB船が揚網作業中のA船を避けると思い、揚網作業を続け、また、船長Bが、前方で荷役作業中の大型船の作業灯が点灯する状況下、前路に航行の支障となる船舶がないと思い、航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、揚網作業中であっても、他船が避けてくれると思わず、余裕のある時期に有効な音響による信号を行い、必要に応じて作業を中断するなど衝突を避けるための措置を講じること。 ・ 船長は、前方に大型船の灯火等があつて見通しが悪い場合、前路に船舶がないと思ひ込まず、速力を落とすなど十分に周囲の状況を確認して航行すること。